

## 6-7 岡崎国立共同研究機構分子科学研究所点検評価規則

1993年5月21日

分子研規則第1号

### 岡崎国立共同研究機構分子科学研究所点検評価規則

#### (目的)

第1条 この規則は、岡崎国立共同研究機構分子科学研究所(以下「研究所」という。)の設置目的及び社会的使命を達成するため、研究活動等の状況について自ら点検及び評価(以下「点検評価」という。)を行い、もつて研究所の活性化を図ることを目的とする。

#### (委員会の組織)

第2条 研究所に、前条の目的を達成するため分子科学研究所点検評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる者をもつて組織する。

- 一 研究所長
- 二 研究主幹
- 三 研究施設の長
- 四 技術課長
- 五 その他委員長が必要と認めたる者

3 前項第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、研究所長をもつて充てる。

#### (招集)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

#### (委員会の任務)

第5条 委員会は、次に掲げる事項について企画、検討及び実施する。

- 一 点検評価の基本方針に関すること。
- 二 点検評価の実施に関すること。
- 三 点検評価報告書の作成及び公表に関すること。
- 四 その他点検評価に関すること。

(点検評価事項)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項について点検評価を行うものとする。

- 一 研究所の在り方、目標及び将来計画に関すること。
- 二 研究目標及び研究活動に関すること。
- 三 大学等との共同研究体制及びその活動に関すること。
- 四 大学院教育協力及び研究者の養成に関すること。
- 五 教官組織に関すること。
- 六 研究支援及び事務処理に関すること。
- 七 総合研究大学院大学との関係及び協力に関すること。
- 八 施設設備等研究環境及び安全に関すること。
- 九 国際共同研究に関すること。
- 十 社会との連携に関すること。
- 十一 学術団体との連携に関すること。
- 十二 管理運営に関すること。
- 十三 学術情報体制に関すること。
- 十四 研究成果等の公開に関すること。
- 十五 財政に関すること。
- 十六 点検評価体制に関すること。
- 十七 その他委員会が必要と認める事項

2 前項各号に掲げる事項に掲げる具体的な点検項目は、委員会が別に定める。

(専門委員会)

第7条 委員会に、専門的事項について調査審議するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(点検評価結果の対応)

第8条 研究所長は、委員会が行った点検評価の結果に基づき、改善が必要と認められるものについては、その改善に努めるものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部庶務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て研究所長が定める。

附則

1 この規則は、1993年5月21日から施行する。

2 この規則施行後、第2条第2項第5号により選出された最初の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、1995年3月31日までとする。